

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年9月18日提出
【発行者名】	農林中金バリューストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 新分 敬人
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル14階
【事務連絡者氏名】	長原 正樹
【電話番号】	03-3580-2050
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	農林中金<パートナーズ>おおぶねJAPAN（日本選抜）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	(1)当初申込額 100億円を上限とします。 (2)継続申込額 5兆円を上限とします。 該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

半期報告書を提出しましたので2019年12月3日付をもって提出しました有価証券届出書（2020年1月30日付で
有価証券届出書の訂正届出書を提出済み。以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正
するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出しま
す。

2【訂正の内容】

<更新後>に記載している内容で原届出書が更新されます。なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファン
ドの状況 5 運用状況」および「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」は原届出書の更新
後の内容を記載しています。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(3)【ファンドの仕組み】

<更新後>

委託会社の概況（2020年6月末現在）

1) 資本金

444百万円

2) 沿革

2014年10月 2日 : 「農林中金バリュートンベストメント株式会社」設立

2014年11月17日 : 投資助言・代理業登録

2019年 3月29日 : 投資運用業登録

2020年 3月17日 : 第二種金融商品取引業登録

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町一丁目13番2号	11,200株	64.75%
農中信託銀行株式会社	東京都千代田区内神田一丁目1番12号	4,800株	27.75%

2【投資方針】

(3)【運用体制】

<更新後>

<農林中金バリュートンベストメント株式会社（委託会社）における運用体制>

<意思決定機関>

・取締役会

投資運用業を適正に行うために必要な人的構成および組織等の業務執行体制を整備する責務を負い、業務方法書に定めた事項以外のもの投資運用業における重要な運用方針を決定します。

・ポートフォリオ運営会議

投資判断責任者、企業投資部長およびファンドマネージャーから構成され、投資適格対象銘柄、当該各銘柄への投資比率、キャッシュ比率からなるモデルポートフォリオを策定します。

・投資判断責任者

資産運用業務全般を統括するCIOが投資運用にかかる判断を行います。

<運用プロセス>

・投資方針策定

投資判断責任者は、四半期毎ないし必要に応じて都度、ポートフォリオ運営会議を開催し、マンデートのタイプ毎に、リターン、バリュエーション、投資企業の収益の源泉等を考慮してモデルポートフォリオを策定します。

- ・運用指図

投資判断責任者は、モデルポートフォリオに基づき、個別銘柄にかかる売買の別、数量等の取引内容を決定し、これを受けて企業投資部は、当該取引がガイドラインに沿った内容であるか確認したうえでトレーディング部に注文を行います。

- ・利益相反管理

運用財産相互間および運用財産と投資助言業務において助言を提供している運用財産との間の取引は原則禁止されますが、利益相反管理方針に定める顧客の保護に欠けるおそれがないと認められる場合はコンプライアンス統括部長が当該取引を承認します。

- ・取引執行

トレーディング部は、顧客の利益に資する適正な取引形態を選択することを目的として定めた最良執行方針に従い、取引の執行を行います。

< 運用体制 >

部署	人員
企業投資部	17名程度（うち 投資判断に携わる者 1名）
トレーディング部	7名程度

企業投資部は、投資信託委託業における投資判断及び運用指図、上記各業務に付随する業務を行います。

上記体制は2020年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3【投資リスク】

< 更新後 >

(2) リスク管理体制

< 農林中金バリューインベストメンツ株式会社（委託会社）におけるリスク管理体制 >

< 運用リスク >

- ・企画総務部は、ポートフォリオ運営会議で決定されたモデルポートフォリオについて、流動性その他市場リスク管理の観点から所定の基準の範囲内にあるか確認し、必要に応じてポートフォリオ運営会議の開催とモデルポートフォリオの修正を求めます。
- ・また、運用するポートフォリオにおいて、各銘柄の投資比率と投資運用業務規程の定めに従い決定されたモデルポートフォリオとの間の乖離が許容される水準にあるか、運用財産およびパフォーマンスその他の事項に異常な動きがないか検証します。

< 法定等遵守 >

- ・コンプライアンス統括部は、利益相反管理、弊害防止措置、ガイドライン等の遵守状況について検証を行います。

< 取締役会報告 >

- ・企業投資部は、投資運用業における運用状況（運用財産の残高、パフォーマンス等）について、企画総務部は、取引の執行における投資運用業務規程の遵守状況とその検証結果について、四半期ごとに取締役会に報告します。

< リスク管理体制 >

部署	人員
企画総務部	4名程度
コンプライアンス統括部	2名程度

上記体制は2020年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< 留意事項 >

- 1) 投資助言業務と投資運用業との利益相反取引

フロント部署である企業投資部においては、2019年5月17日より投資助言業務及び投資運用業の両業務に係る投資判断を行っておりますが、両業務において利益相反が生じないよう、コンプライアンス担当部署にてモニタリングを行っております。

2) 短期的な価格変動を利用した損益追求を目的とした運用の禁止

受託財産の中長期的な成長を目指した運用を行うとの運用基本方針に則り、弊社におきましては、金融商品の短期的な価格の変動を利用した利益の追求または損失の回避を目的とした有価証券またはデリバティブ取引にかかる運用は行いません。

<更新後>

(参考情報)

下記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- * 年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	—	32.2	34.1	37.2	9.3	14.0	19.3
最小値	—	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	—	5.0	6.8	2.8	1.8	0.8	0.2

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2015年7月から2020年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。

各資産クラスの指数

- 日本株…東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
- 先進国株…MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み, 円ベース)
- 新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み, 円ベース)
- 日本国債…NOMURA-BPI国債
- 先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本, 円ベース)
- 新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み, 円ベース)

MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み, 円ベース)

MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI国債

野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本, 円ベース)

FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)

J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】**(5)【課税上の取扱い】**

<更新後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適

用対象です。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

^{*} 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みま

す。）を控除した利益
確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま

す。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま

す。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

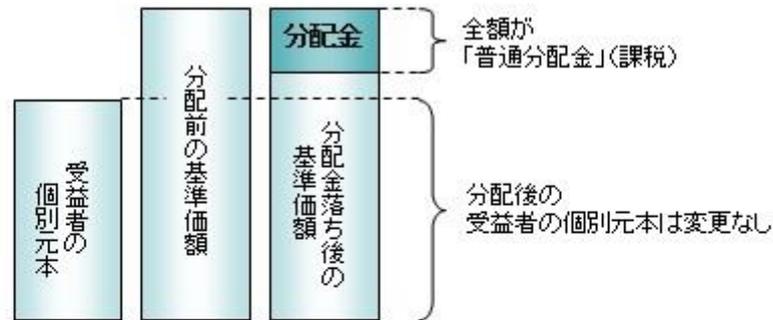
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

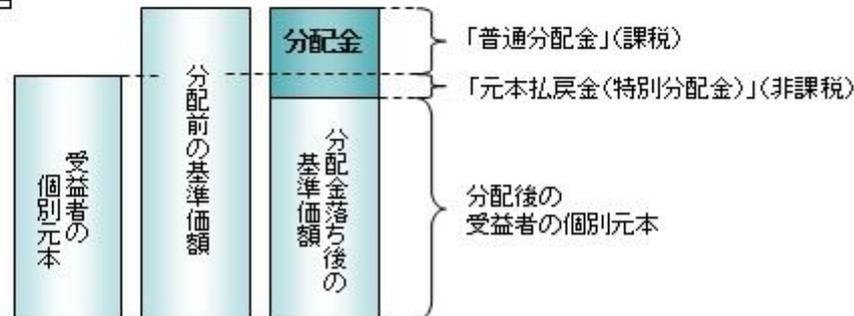
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2020年6月末現在のもので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【農林中金<パートナーズ>おおぶねJAPAN(日本選抜)】

以下の運用状況は2020年6月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	895,962,490	94.19
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		55,307,412	5.81
合計(純資産総額)		951,269,902	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	キーエンス	電気機器	300	38,705.85	11,611,756	45,030.00	13,509,000	1.42

日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	500	24,045.41	12,022,709	26,440.00	13,220,000	1.39
日本	株式	バン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	小売業	5,500	1,896.62	10,431,429	2,369.00	13,029,500	1.37
日本	株式	ニトリホールディングス	小売業	600	17,221.06	10,332,636	21,125.00	12,675,000	1.33
日本	株式	オリンパス	精密機器	6,100	1,602.60	9,775,878	2,075.50	12,660,550	1.33
日本	株式	野村総合研究所	情報・通信業	4,300	2,440.80	10,495,466	2,927.00	12,586,100	1.32
日本	株式	日本ペイントホールディングス	化学	1,600	5,530.65	8,849,040	7,840.00	12,544,000	1.32
日本	株式	MonotaRO	小売業	2,900	2,938.10	8,520,517	4,320.00	12,528,000	1.32
日本	株式	シマノ	輸送用機器	600	17,656.06	10,593,640	20,750.00	12,450,000	1.31
日本	株式	ユニ・チャーム	化学	2,800	3,777.46	10,576,902	4,420.00	12,376,000	1.30
日本	株式	カカクコム	サービス業	4,500	2,567.30	11,552,850	2,729.00	12,280,500	1.29
日本	株式	日本電産	電気機器	1,700	7,095.01	12,061,517	7,196.00	12,233,200	1.29
日本	株式	日東電工	化学	2,000	6,088.68	12,177,377	6,100.00	12,200,000	1.28
日本	株式	パーク24	不動産業	6,600	2,181.21	14,396,005	1,845.00	12,177,000	1.28
日本	株式	日本M&Aセンター	サービス業	2,500	3,402.50	8,506,250	4,870.00	12,175,000	1.28
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	3,300	3,746.20	12,362,488	3,682.00	12,150,600	1.28
日本	株式	日産化学	化学	2,200	4,266.12	9,385,464	5,520.00	12,144,000	1.28
日本	株式	ダイキン工業	機械	700	15,501.31	10,850,920	17,335.00	12,134,500	1.28
日本	株式	東洋水産	食料品	2,000	4,785.68	9,571,364	6,030.00	12,060,000	1.27
日本	株式	朝日インテック	精密機器	3,900	3,090.75	12,053,938	3,065.00	11,953,500	1.26
日本	株式	エムスリー	サービス業	2,600	3,242.45	8,430,390	4,585.00	11,921,000	1.25
日本	株式	T I S	情報・通信業	5,200	2,028.31	10,547,212	2,274.00	11,824,800	1.24
日本	株式	ハーモニック・ドライブ・システムズ	機械	2,000	4,892.36	9,784,729	5,910.00	11,820,000	1.24
日本	株式	デンソー	輸送用機器	2,800	4,867.81	13,629,885	4,205.00	11,774,000	1.24
日本	株式	横河電機	電気機器	7,000	1,627.07	11,389,490	1,680.00	11,760,000	1.24
日本	株式	ビジョン	その他製品	2,800	4,122.91	11,544,171	4,170.00	11,676,000	1.23
日本	株式	浜松ホトニクス	電気機器	2,500	4,561.85	11,404,629	4,670.00	11,675,000	1.23
日本	株式	SBIホールディングス	証券、商品先物取引業	5,000	2,051.69	10,258,450	2,328.00	11,640,000	1.22
日本	株式	カルビー	食料品	3,900	3,474.31	13,549,815	2,983.00	11,633,700	1.22
日本	株式	三菱電機	電気機器	8,300	1,502.50	12,470,828	1,399.50	11,615,850	1.22

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	食料品	5.99
		化学	14.29
		医薬品	2.42
		ゴム製品	1.20
		ガラス・土石製品	1.18
		鉄鋼	1.20
		金属製品	1.56

	機械	8.34
	電気機器	14.88
	輸送用機器	2.55
	精密機器	4.98
	その他製品	1.23
	陸運業	1.10
	情報・通信業	6.14
	卸売業	1.60
	小売業	8.70
	銀行業	2.36
	証券、商品先物取引業	1.22
	保険業	1.15
	不動産業	2.46
	サービス業	9.62
合計		94.19

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
2019年12月末日	897		0.9972	
2020年 1月末日	880		0.9778	
2月末日	791		0.8800	
3月末日	775		0.8614	
4月末日	835		0.9125	
5月末日	921		0.9848	
6月末日	951		0.9872	

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
当中間期	2019年12月20日～2020年 6月19日	

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
当中間期	2019年12月20日～2020年 6月19日	0.48

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
当中間期	2019年12月20日～2020年 6月19日	959,929,973	956,347

(注)第1中間計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

参考情報

運用実績

2020年6月30日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万円当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。

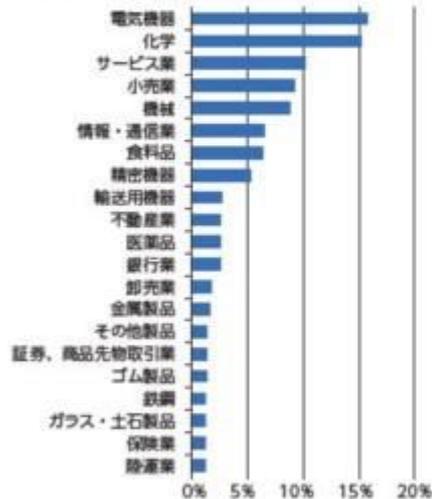
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

分配の推移

※当ファンドは初回の決算日を迎えていないため、該当事項はありません。

主要な資産の状況

■組入銘柄の業種別比率*



※純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

※業種については、東証33業種分類を用いて表示しています。

■組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	組入比率*
1	キーエンス	電気機器	1.4%
2	東京エレクトロン	電気機器	1.4%
3	パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	小売業	1.4%
4	ニトリホールディングス	小売業	1.3%
5	オリンパス	精密機器	1.3%
6	野村総合研究所	情報・通信業	1.3%
7	日本ペイントホールディングス	化学	1.3%
8	MonotaRO	小売業	1.3%
9	シマノ	輸送用機器	1.3%
10	ユニ・チャーム	化学	1.3%

※純資産対比

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドにベンチマークはありません。

※2019年12月20日が設定日のため、2018年以前の実績はありません。2019年は12月20日から12月末までの騰落率です。2020年は6月末までの騰落率です。

※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2019年12月20日から2020年6月19日まで)の中間財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

【農林中金<パートナーズ>おおぶねJAPAN(日本選抜)】

(1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

	当中間計算期間末 2020年6月19日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	73,957,849
株式	898,617,280
未収配当金	3,862,173
流動資産合計	976,437,302
資産合計	
976,437,302	
負債の部	
流動負債	
未払金	17,542,287
未払解約金	202
未払受託者報酬	135,763
未払委託者報酬	3,609,355
未払利息	182
その他未払費用	809,217
流動負債合計	22,097,006
負債合計	
22,097,006	
純資産の部	
元本等	
元本	958,973,626
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金()	4,633,330
元本等合計	954,340,296
純資産合計	
954,340,296	
負債純資産合計	
976,437,302	

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	当中間計算期間 自 2019年12月20日 至 2020年6月19日
営業収益	
受取配当金	8,395,053
有価証券売買等損益	5,148,796
その他収益	143
営業収益合計	3,246,400

当中間計算期間
自 2019年12月20日
至 2020年 6月19日

営業費用	
支払利息	29,583
受託者報酬	135,763
委託者報酬	3,609,355
その他費用	810,868
営業費用合計	4,585,569
営業利益又は営業損失（ ）	1,339,169
経常利益又は経常損失（ ）	1,339,169
中間純利益又は中間純損失（ ）	1,339,169
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	8,802
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,183
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,183
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,306,146
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,306,146
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	4,633,330

（ 3 ）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における中間計算期間末日の最終相場で評価しております。</p> <p>(2)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>計算期間 当ファンドの中間計算期間は、2019年12月20日から2020年 6月19日までとなっております。</p>

（中間貸借対照表に関する注記）

	当中間計算期間末 2020年 6月19日現在
1. 中間計算期間の末日における受益権の総数	958,973,626口
2. 元本の欠損 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	4,633,330円

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

当中間計算期間 自 2019年12月20日 至 2020年 6月19日
該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	当中間計算期間末 2020年 6月19日現在
中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表計上額は原則としてすべて中間計算期間末日の時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	当中間計算期間末 2020年 6月19日現在
1口当たり純資産額	0.9952円
(1万口当たり純資産額)	(9,952円)

（その他の注記）

元本の移動

	当中間計算期間末 自 2019年12月20日 至 2020年 6月19日
期首元本額	900,000,000円
期中追加設定元本額	59,929,973円
期中一部解約元本額	956,347円

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2020年 6月30日現在です。

【農林中金<パートナーズ>おおぶねJAPAN（日本選抜）】

【純資産額計算書】

資産総額	956,167,151円
負債総額	4,897,249円
純資産総額（ - ）	951,269,902円
発行済口数	963,608,413口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9872円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<更新後>

(1) 資本金の額（2020年6月末現在）

資本金の額	: 444百万円
発行可能株式総数	: 64,000株
発行済株式総数	: 17,297株
過去5年間における主な資本金の増減	: 2016年10月3日に44百万円の増資

(2) 委託会社等の機構（2020年6月末現在）

会社等の意思決定機構

- ・定款に基づき、株主総会において3名以上の取締役が選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によってこれを行い、累積投票によらないものとします。
- ・取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとします。
- ・取締役会は、その決議をもって、取締役の中から代表取締役を選定し、代表取締役が2名以上ある場合は、各自会社を代表します。また、社長1名、副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができます。
- ・取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となります。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会規則において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となります。取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に発します。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができ、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができます。
- ・取締役会は、法令または定款に定められた事項を決議します。その決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行います。また、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなすことができます。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではありません。

投資運用の意思決定機構

- ・取締役会は、投資運用業を適正に行うために必要な人的構成および組織等の業務執行体制を整備する責務を負い、業務方法書に定めた事項以外のもので投資運用業における重要な運用方針を決定します。
- ・ポートフォリオ運営会議は、投資判断責任者、企業投資部長およびファンドマネージャーから構成され、投資適格対象銘柄、当該各銘柄への投資比率、キャッシュ比率からなるモデルポートフォリオを策定します。
- ・投資判断責任者は、資産運用業務全般を統括するCIOが投資運用にかかる判断を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2020年6月末現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	7	35,179
合計	7	35,179

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しております。

3【委託会社等の経理状況】

<更新後>

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

	第5期		第6期	
	（2019年3月31日）		（2020年3月31日）	
（単位：千円）				
（資産の部）				
流動資産				
現金及び預金	2	1,941,392	2	1,771,971
前払費用		14,420		20,013
未収委託者報酬	2	-	2	23,743
未収運用受託報酬	2	-	2	277,334
未収投資助言報酬	2	878,963	2	618,158
未収収益		2		0
その他		34,917		496
流動資産合計		2,869,696		2,711,718
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	19,290	1	37,240
器具備品	1	10,665	1	69,419
リース資産	1	5,299	1	-
建設仮勘定		-		3,872
有形固定資産合計		35,255		110,532
無形固定資産				
ソフトウェア		30,930		50,707
リース資産		673		-
無形固定資産合計		31,603		50,707
投資その他の資産				
長期差入保証金		37,907		65,222
繰延税金資産		23,466		25,873
投資その他の資産合計		61,374		91,096

固定資産合計	128,233	252,335
資産合計	2,997,929	2,964,053

(単位：千円)

	第5期 (2019年3月31日)	第6期 (2020年3月31日)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	4,460	3,994
未払金	33,877	44,352
未払費用	629	317
未払法人税等	58,022	146,473
賞与引当金	37,525	51,765
リース債務	6,905	-
その他	-	110
流動負債合計	141,420	247,014
固定負債		
リース債務	43	-
固定負債合計	43	-
負債合計	141,464	247,014
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	444,307	444,307
資本剰余金		
資本準備金	444,307	444,307
資本剰余金合計	444,307	444,307
利益剰余金		
その他利益剰余金	1,967,850	1,828,424
繰越利益剰余金	1,967,850	1,828,424
利益剰余金合計	1,967,850	1,828,424
株主資本合計	2,856,465	2,717,039
純資産合計	2,856,465	2,717,039
負債純資産合計	2,997,929	2,964,053

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第5期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第6期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	-	53,111
運用受託報酬	-	253,443
投資助言報酬	1,923,761	1,681,297
営業収益合計	1,923,761	1,987,851
営業費用		
支払手数料	56,795	102,262
広告宣伝費	83,006	198,788
調査費	56,854	68,851
調査費	-	3,000

情報利用料	53,555	64,403
新聞図書費	612	890
その他の調査費	2,686	557
営業雑経費	5,369	13,888
営業費用合計	202,026	383,791
一般管理費		
給料	273,573	318,610
役員報酬	26,920	23,356
給料・手当	173,231	205,236
賞与	73,420	90,017
法定福利費	33,094	37,691
福利厚生費	1,386	1,138
交際費	2,440	1,765
寄付金	4,500	1,500
旅費交通費	41,876	34,229
租税公課	23,913	23,394
不動産関係費	29,293	48,434
不動産賃借料	29,293	46,956
その他の不動産関係費	-	1,478
退職給付費用	10,416	10,590
固定資産減価償却費	45,542	46,673
諸経費	17,347	37,845
業務委託費	11,118	12,810
消耗品費	4,069	20,706
その他	2,158	4,328
一般管理費計	483,384	561,874
営業利益	1,238,350	1,042,186

(単位：千円)

	第5期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)		第6期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
営業外収益				
受取利息		16		20
その他		507		467
営業外収益合計		523		488
営業外費用				
支払利息	2	376	2	107
その他		0		-
営業外費用合計		376		107
経常利益		1,238,497		1,042,567
特別利益				
特別利益合計				
特別損失				
固定資産除却損	1	2,795	1	7,659
リース資産除去損		-		648
特別損失合計		2,795		8,307
税引前当期純利益		1,235,701		1,034,259
法人税、住民税及び事業税		366,123		319,631
法人税等調整額		13,125		2,406
法人税等合計		379,248		317,224

当期純利益	856,452	717,035
-------	---------	---------

(3) 【株主資本等変動計算書】

第5期(自2018年4月1日至2019年3月31日)

(単位:千円)

項目	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	444,307	444,307	444,307	-	2,081,430	2,081,430	2,970,045	2,970,045
当期変動額								
剰余金の配当					970,033	970,033	970,033	970,033
当期純利益					856,452	856,452	856,452	856,452
当期変動額合計	-	-	-	-	113,580	113,580	113,580	113,580
当期末残高	444,307	444,307	444,307	-	1,967,850	1,967,850	2,856,465	2,856,465

第6期(自2019年4月1日至2020年3月31日)

(単位:千円)

項目	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	444,307	444,307	444,307	-	1,967,850	1,967,850	2,856,465	2,856,465
当期変動額								
剰余金の配当					856,460	856,460	856,460	856,460
当期純利益					717,035	717,035	717,035	717,035
当期変動額合計	-	-	-	-	139,425	139,425	139,425	139,425
当期末残高	444,307	444,307	444,307	-	1,828,424	1,828,424	2,717,039	2,717,039

[注記事項]

(重要な会計方針の注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

該当事項はありません。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、建物、建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2~50年

器具備品 3~15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員への賞与支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	第5期 (2019年3月31日)	第6期 (2020年3月31日)
建物	31,644千円	822千円
器具備品	7,141千円	19,129千円
リース資産	26,394千円	-

2 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	第5期 (2019年3月31日)	第6期 (2020年3月31日)
預金	1,930,108千円	1,722,583千円
未収運用受託報酬	-	277,334千円
未収投資助言報酬	482,830千円	-

(損益計算書に関する注記)

1 固定資産除却損の内訳

	第5期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第6期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
建物	-	4,822千円
器具備品	-	1,616千円
ソフトウェア	2,795千円	1,220千円
計	2,795千円	7,659千円

2 関係会社に対する主な取引

	第5期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第6期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
支払利息	376 千円	107 千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

第5期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	17,297	-	-	17,297

合計(株)	17,297	-	-	17,297
-------	--------	---	---	--------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	970,033	56,081.00	2018年3月31日	2018年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月24日 定時株主総会	普通株式	856,460	利益剰余金	49,515.00	2019年3月31日	2019年6月25日

第6期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	17,297	-	-	17,297
合計(株)	17,297	-	-	17,297

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月24日 定時株主総会	普通株式	856,460	49,515.00	2019年3月31日	2019年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	717,029	利益剰余金	41,454.00	2020年3月31日	2020年6月29日

(リース取引に関する注記)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

有形固定資産 主としてサーバ等のシステム機器であります。

無形固定資産 主として業務に使用するソフトウェアであります。

2. リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、銀行預金に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクにさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、営業債権について、企画総務部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相

手毎に期日及び残高を管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)をご参照ください。)

第5期(2019年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	1,941,392	1,941,392	-
(2)未収投資助言報酬	878,963	878,963	-
資産計	2,820,356	2,820,356	-
(1)未払法人税等	58,022	58,022	-
(2)リース債務	6,949	6,949	-
負債計	64,972	64,972	-

第6期(2020年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	1,771,971	1,771,971	-
(2)未収委託者報酬	23,743	23,743	-
(3)未収運用受託報酬	277,334	277,334	-
(4)未収投資助言報酬	618,158	618,158	-
資産計	2,691,207	2,691,207	-
(1)未払法人税等	51,765	51,765	-
負債計	51,765	51,765	-

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらは全て満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第5期（2019年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,941,392	-	-	-
未収投資助言報酬	878,963	-	-	-
合計	2,820,356	-	-	-

第6期（2020年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,771,971	-	-	-
未収委託者報酬	23,743	-	-	-
未収運用受託報酬	277,334	-	-	-
未収投資助言報酬	618,158	-	-	-
合計	2,691,207	-	-	-

（税効果会計に関する注記）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第5期 (2019年3月31日)	第6期 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	11,490千円	15,850千円
投資顧問業協会入会金	-	191千円
投資信託協会入会金	-	1,301千円
減価償却超過額	7,339千円	-
未払事業税	3,833千円	7,917千円
その他	803千円	612千円
繰延税金資産合計	23,466千円	25,873千円
繰延税金負債	-	-
繰延税金負債合計	-	-
繰延税金資産の純額	23,466千円	25,873千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第5期（2019年3月31日）及び第6期（2020年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（資産除去債務に関する注記）

第5期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

本社は、建物賃貸借契約に基づき使用する建物等において、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、合理的に見積られる資産除去債務の額が重要性の乏しいものであることから、当該債務に該当する資産除去債務を計上しておりません。

第6期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

本社は、建物賃貸借契約に基づき使用する建物等において、退去時における原状回復に係る債務を有しております。当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項及び第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第5期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)及び第6期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第5期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	中国(香港)	アメリカ合衆国	合計
744,306	978,020	201,433	1,923,761

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	435,987	投資運用業
MCP Asset Management Company Limited	978,020	投資運用業
農林中金全共連アセットマネジメント株式会社	308,319	投資運用業
Russell Investments Implementation Services, LLC	201,433	投資運用業

(注) 営業収益は、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。投資信託契約による委託者報酬は、投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

第6期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	中国(香港)	アメリカ合衆国	合計
823,743	782,870	328,127	1,934,740

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	347,698	投資運用業
MCP Asset Management Company Limited	782,870	投資運用業
農林中金全共連アセットマネジメント株式会社	476,044	投資運用業
Russell Investments Implementation Services, LLC	328,127	投資運用業

(注) 営業収益は、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。投資信託契約による委託者報酬は、投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第5期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

属性	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有者)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	4,040,198	金融業	被所有 直接64.75% 間接27.75%	投資助言取引の 受任等	投資助言 報酬受領	435,987	未収投資 助言報酬	482,830
同一の 親会社を 持つ会社	農林中金全共連 アセットマネジ メント(株)	東京都千代田区	3,420	金融業	-	投資助言取引の 受任等	投資助言 報酬受領	308,319	未収投資 助言報酬	114,882

第6期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

属性	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有者)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	4,040,198	金融業	被所有 直接64.75% 間接27.75%	投資一任取引の 受任等	運用受託 報酬受領	253,443	未収運用 受託報酬	277,334
						投資助言取引の 受任等	投資助言 報酬受領	94,255	未収投資 助言報酬	-
同一の 親会社を 持つ会社	農林中金全共連 アセットマネジ メント(株)	東京都千代田区	3,420	金融業	-	投資助言取引の 受任等	投資助言 報酬受領	476,044	未収投資 助言報酬	179,619

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 関連当事者との価格その他の取引条件について、一般取引条件を勘案し決定しております。
2. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

農林中央金庫（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

	第5期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第6期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)

1株当たり純資産額	165,142円22銭	157,081円53銭
1株当たり当期純利益	49,514円53銭	41,454円31銭

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第5期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第6期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
当期純利益(千円)	856,452	717,035
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	856,452	717,035
普通株式の期中平均株式数(株)	17,297	17,297

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

純資産の部の合計額(千円)	2,856,465	2,717,039
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	2,856,465	2,717,039
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	17,297	17,297

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2020年3月末現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額 : 10,000百万円(2020年3月末現在)

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受託者(日本マスタートラスト信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2020年3月末現在)	事業の内容
株式会社SBI証券	48,323百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	

三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
農林中央金庫	4,040,198百万円	全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余剰資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。

独立監査人の中間監査報告書

2020年7月31日

農林中金バリュートンベツトメンツ株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 秋山 範之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている農林中金<パートナーズ>おおぶねJAPAN(日本選抜)の2019年12月20日から2020年6月19日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、農林中金<パートナーズ>おおぶねJAPAN(日本選抜)の2020年6月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2019年12月20日から2020年6月19日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

農林中金バリュートンベツトメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月24日

農林中金バリュウインベストメンツ株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長尾 充洋 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金バリュウインベストメンツ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金バリュウインベストメンツ株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役への責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役への責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか

とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、独立監査法人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。